

令和5年美郷町議会議事録

第4回 定例会（第1号）

招集年月日	令和5年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 12月 1日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	散会	令和5年 12月 1日 午前 10時57分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 1名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤原修治	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	簀根正一	△
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○	△	△	△

会議録署名 議員	7番	福島教次郎	8番	藤原修治
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年美郷町議会第4回定例会議事日程
(第1号)

令和5年12月1日(金) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	陳情の委員会付託
5	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第69号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案の上程、説明 【条例案】 議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第70号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第71号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第72号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第6号）

議案第73号 令和5年度君谷診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 令和5年度簡易水道事業会計補正予算（第2号）

議案第78号 令和5年度下水道事業会計補正予算（第2号）

【一般事件案】

議案第79号 財産の取得について

議案第80号 財産の取得について

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●原議長

おはようございます。

ただい今の出席委員は 10 名でありますので、定足数を満たしております。

開会に先立ちまして、教育民生副委員長、議会改革特別委員会報酬部会長などを務められ、去る 11 月 6 日、志半ばでご逝去されました故西原慎議員のご冥福を祈りまして、全員で黙祷を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではご起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙祷)

●原議長

黙祷を終わります。ご着席ください。

ただ今から令和 5 年美郷町議会第 4 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7 番・福島議員、8 番・藤原修治議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日 1 日から 8 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から 8 日までの 8 日間とすることに決しました。

日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、5 点報告をいたします。

初めに、JR 西日本への旧三江線跡地の維持管理の要望についてです。11 月 8 日に原議長とともに、JR 西日本さん山陰支社を訪ね、旧三江線跡地の維持管理の強化についての要望を行いました。この要望では、3 月に締結した旧 JR 三江線跡地の維持管理に関する協定書で明文化をしました JR 西日本の維持管理責任に基づき、跡地の除伐、除草作業の頻度を増やし、また、その区域を広げることと、地域委託による管理が、年度途中で決まった場合の費用負担に柔軟に対応することの 2 項目を要望をいたしました。その際には、廃線以降の JR 西日本の管理が不十分ということが原因で生じている景観、生活環境へ悪影響や町民からの不満の声、また、地域が維持管理に努力をされているこ

となど、この要望に至った背景をしっかりとお伝えをさせていただきました。要望に対し、和田副支社長からは、地域や自治会による維持管理への感謝と、増加する要望に応えられるよう優先順位をつけながら、予算確保に努める旨を述べられました。私からは、改めまして、町民には喫緊の課題であり、予算がないので翌年度へとといったような安易な先送りはしないこと。そして、企業も住民の目線に立って年2回以上の除草などの頻度で維持管理をされるのが当然であり、企業市民としての責任ある行動をとっていただきたいことを申し上げて、今後に向け、前向きな協議を行うことを約束してまいりました。要望が実施されるよう引き続き取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、改めて、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、バリ島マス村との友好協定30周年記念式典とバリとみさとと。まつりについてです。10月12日から17日にかけて、ユダ村長を初めとするバリ島マス村訪問団12名をお迎えして、友好協定30周年記念式典を開催いたしました。14日の式典には、ご来賓や町議会議員の皆様、そして町内外から、これまでの交流に携わっていただいた方々、約100人にご出席をいただきました。私からは、「マス村との交流は、かけがえのないものとなっております世代を超えて末永く友情を育んでいきたい」と申し上げ、原議長からは、「美郷町を堪能していただき、さらなる友好のかけ橋になっていただきたい。議会も、取組みを支援したい」と歓迎の言葉をいただき、ユダ村長からは、「大切な友人である美郷町のこれまでの支援に感謝をしています。お互いの発展を目指し、交流を続けていきたい」とご挨拶をちょうだいいたしました。また、来賓としてご出席をいただきました、在大阪インドネシア共和国総領事館のアナック・アグン・ングラ・アンディ・ラクスマナ情報社会文化担当領事からは、「30年という長期にわたる美郷町とマス村の友好的な交流は、他に例を見ないものであり、総領事館としても大変評価をしている。今後ますます発展していくよう支援をしていきたい」との、大変心強いご祝辞をいただきました。関係者の皆様とともに、改めてこれまでの30年の交流の歴史を振り返り、今後のさらなる交流の継続と発展を確認し合う、大変有意義な場となりました。15日には、みさと館周辺を会場に、「バリとみさとと。まつり」を開催をし、約1100人もの方にご来場をいただきました。町内県内はもちろん、県外からのバリファン・関係者の方にも多数御来場をいただきました。ステージイベントでは、ミサト・サリとマス村訪問団による演奏と舞踊や8月にマス村を訪問した中高生の体験発表が行われ、会場が満席となる盛況ぶりでした。屋外ブースには、町内に加え東京からのバリ料理の屋台や雑貨販売の出店などもあり、早々に品切れになるなど、大繁盛をしていました。また、飛び入りのバリ舞踊ライブでは、多くの人だかりも出ていました。邑智小学校体育館では、日本初となるガムランと神楽の競演創作神楽、八岐大蛇がお披露目をされ、会場を埋めました400人を超える観衆を魅了をしていました。なお、この全編動画は、交流30周年イベントをご講演いただいております山陰中央新報社のサイトにも掲載をされております。ぜひご覧いただければと思います。また、訪問団の皆さんは、町内各地域で多くの町民と積極的に交流を行い、友好を深められました。邑智小学校では、3年生、6年生と交流をし、大和中学校では、全校生徒と一緒にガムラン演奏をされ、技能実習生が働くファームサポート美郷では、白ネギ栽培の様子などを視察をされています。都賀本郷地域では、地域を挙げた盛大なおもてなしを受け、バリ舞踊の「ケチャ」を舞われ、地域の皆さんと大合唱し、盛り上がっていらっしゃいました。そして、

マス村及びバリ島の課題であるごみ問題の解決のため、昨年、新設が竣工しました邑智クリーンセンターを視察をされ、最新のごみ処理工程などを熱心に見学をしていらっしゃいました。さらに交流 30 周年記念事業に、ご講演いただいております山陰中央新報社の松尾倫男社長と、島根県の松尾紳次副知事を表敬訪問をしています。このたびの式典とまつりは、町民にとっては、バリ文化芸術に直接触れ、マス村の村民と交流する機会として、また、町外県外にはバリの町を強力に PR する機会として、大成功であったと考えており、今後の盛り上がりへ大きな弾みになったと思います。この唯一無二の交流を一層発展をさせ、バリのまちづくりに力を入れて取り組んでいきたいと思います。

次に、美郷町産業祭「みさとふるさとまつり」についてです。第 19 回となる産業祭を昨年までの町民限定参加を解除し、邑智小学校を主会場として、11 月 12 日に開催しました。あいにくの雨模様でしたが、昨年を上回る約 1100 人の来場があり、町内外から 40 のグループが出店をされ、午前中で売り切れるお店もたくさんございました。また、同時に行いましたユーチューブライブ配信では、会場内の出店やブースも現地配信をし、昨年の 2 倍以上となる約 2900 人の方に視聴をいただいております。ステージでは、美郷町応援大使の山崎ていじさんの歌謡ショーや、邑智中学校吹奏楽部の演奏、保育園児のダンスが披露され、邑智小学校体育館では、大和中学校生徒の神楽上演や、ミサト・サリのガムラン演奏、バリ舞踊、そして、町内神楽団とミサト・サリによる創作神楽「八岐大蛇」と、都神楽団の「大江山」が上映をされ、多くの方が満喫をされていきました。また、ブースイベントでは、農林産物品評会や林業推進協議会のほか、特設のバリブースとカヌーのブースでは、バリ文化の展示、体験や、カヌー VR 体験などで賑わっていました。4 年ぶりに開催しました第 38 回鴨山籠かき大会では、県内外を含む 13 チームの参加があり、恒例の広島市己斐地区の参加や、新たに広島修道大学と広島経済大学の学生さんたちの参加もあり、非常に盛り上がっていました。来年の産業祭は、美郷町誕生 20 回目の産業祭となります。産業祭実行委員会で議論いただき、節目にふさわしいものとなるよう検討をしまいたいと思います。

次に、捕獲シカ肉の広島市安佐動物公園のライオンの餌への活用について、申し上げます。美郷町で捕獲したシカ肉を活用し、飼育ライオンに骨や皮がついた、自然に近い状態の餌を与えると体給餌を広島市安佐動物公園で、10 月 22 日から開始をいたしました。この取組みは、美郷町とタイガー株式会社が連携をして、計画、準備を進めてきたもので、中国四国地方の自治体としては初の取組みとなります。この取組みは、町にとっての捕獲数が現在増加しておりますシカの捕獲後の処理や、それを活用することで、命を大切にす環境教育の推進にとどまらず、動物園にとっては、円安による餌の高騰や飼育動物の環境向上という両者の課題解決を図るもので、環境エンリッチメントと言われる動物福祉の観点から、非常に重要な意義を持つものです。報道でも大きく取上げられ、町内、全国から問合せや、好評の声を多数いただいております。安佐動物公園で行われました給餌の公開には、70 人以上の見学者があり、これまで廃棄されていた駆除シカ肉を最後まで使い切るという命の大切さ、飼育ライオンに野生の状態に近い食事を与えることで、その健康を維持することといったこの取組みの意義が説明をされ、見学者の皆さんは関心深く聞いておられました。また、産業祭の美郷バレーブースでは、町の新たな特産品候補として、シカのもも肉を使った竜田揚げを町内飲食店と協力して作成し、販売をいたしました。鉄分が豊富で、やわらかくおいしいと購入者からも好評で、

午前中で売り切れておりました。今後、シカ肉の提供先動物園が増えていく予定です。山くじらと同様に、その供給体制の構築を図り、また、新たな特産品の開発など、美郷バレーの取組みの幅をさらに広げていきたいと思っております。

最後に、工事発注状況につきましては、8月下旬から11月中旬までの状況をタブレットに配信をしています。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、陳情の委員会付託を議題といたします。本定例会までに受理しております陳情は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

会議規則第95条の規定により、陳情文書表のとおり、所管の委員会へ付託いたしますので、審査、調査をお願いいたします。

日程第5、議案の上程、説明、質疑討論及び表決を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案のうち、まずは、議案第69号の条例案について上程をいたします。

それでは、議案第69号の提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

失礼いたします。

上程いただきました議案第69号についての美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。この条例は、令和5年の人事院勧告を踏まえ、一般職の期末手当と勤勉について手当について引き上げ、行政職、医療職と、特定任期付職員の給料表の改定を行うものです。改正方式、内容といたしましては、第1条と第2条で、美郷町職員の給与に関する条例を2段階で改正し、第1条では、令和5年度の期末手当と勤勉手当の支給割合、そして、行政職、医療職の給料表を改定し、第2条では、令和6年度の期末勤勉手当の支給割合を改定いたします。そして、第3条では、美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正し、特定任期付職員の給料表を改定いたします。新旧対照表1ページ目をごらんください。第1条の改正について、ご説明申し上げます。まず1つ目、第9条第1号で、医師等に支給する初任給調整手当を800円引上げて、41万5600円といたします。次に、第18条第2項で、職員の期末手当の支給割合を100分の120から100分の125とし、12月分の支給を0.05月分引上げます。第3項では、定年前、再任用短時間勤務職員いわゆる再任用職員の期末手当の支給割合を100分の67.5から100分の70とし、12月に支給する期末手当の支給割合を0.025月分引上げます。次に、新旧対照表、2ページ目からをごらんください。第19条第2項第1号で、職員の勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の105とし、12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げます。同項第2号では、いわゆる再任用職員の勤勉手当の支給割合100分の67.5から100分の70とし、0.02月分を引上げます。これらにより、職員の期末手当の支給割合は2.4月から2.45月に、勤勉手当の支給割合は、2月から2.05月となり、計4.5月分となります。再任用職員については、期末手当の支給割合

は1.35月から1.375月に、勤勉手当の支給割合は0.95を月から0.975月となり、計2.35月分となります。次に、別表第1の行政職給料表と別表第2の医療職給料表を改定いたします。行政職では、一級の5.2%、2級の2.8%と、初任給若年層を中心に引上げ、平均改定率は、行政職で1.02%、医療職で0.5%となります。続いて、新旧対照表12ページから13ページをごらんください。第2条の改正について説明いたします。この改正では、第1条で改正した期末手当と勤勉手当について、年間の合計支給割合は変えずに、令和6年度の6月と12月の支給割合を均等にするものです。第18条の改正では、期末手当の支給割合を均等にいたします。第2項で、先ほどの改正で、職員の支給割合を100分の125としたものを100分の122.5とし、第3号では、再任用職員の支給割合を100分の70から100分の68.75といたします。第19条の改正では、勤勉手当の支給割合を均等にいたします。第2項第1号で、先ほどの改正で、職員の支給割合を100分の105としたものを100分の102.5とし、同項第2号で、100分の50としたものを100分の48.75といたします。続きまして、新旧対照表、14ページをごらんください。第3条の改正について説明いたします。ここでは、第7条で定める特定任期付職員の給料表を改定いたします。それでは議案の方に戻り、11ページ目の附則の欄をごらんください。この附則では、先ほど説明申し上げました、それぞれの規定の施行日等を定めております。第1項と第2項では、これらの規定の施行日、適用日について定めています。第1項は、施行日を定めており、第1条と第3条の改正は、令和5年度の期末手当、勤勉手当、給料表などに係るもので、すぐに施行する必要があるため、施行日は公布日といたします。第2条の改正は、令和6年度から実施するものであるため、施行日は令和6年4月1日といたします。続いて、第2項は、第1条と第3条の規定の適用日を定めます。第1条と第3条による初任給調整手当、給料表の改正は、令和5年4月1日から第1条による期末手当、勤勉手当の改正は、令和5年12月1日から適用いたします。第3号から第5号につきましては、給料表を改定する場合の定型的な規定であり、こうした場合の措置を定めているものです。第3項は、給料表改定前に支払われた給料は内払いであること。第4項は、給料表の改定に伴い、職員間の均衡に支障があるような場合に、必要な調整などを行うこと、第5項は、さらに詳細がある場合の委任について定めているものです。補足としてこの改正に伴い会計年度任用職員の令和5年度給料、期末手当も改定されるものでございます。以上で、議案第69号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

●原議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第69号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

職員さんの給料が上がるということで非常にいいことだと思っております。まずそれで、ラスは、現在何ぼであって、今度は幾らぐらいになるのかということと、本町の平均年齢で、何歳ぐらいで、月額幾らぐらいになるのか。お示し願いたいと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

福島議員ご質問のまず1点目のラスパイレス指数についてでございます。令和5年度のラスパイレス指数については現在試算中でございます。まだ非公表となっております。ですので、昨年のもので言いますと、令和4年度は96.9のラスパイレス指数となっております。令和5年度につきましては、これとほぼ近い値になるのではないかなというふうに見込んでおるところでございます。2点目の平均給与の関係でございます。平均年齢が約42歳程度でございますので、モデル賃金としてそれと近いところで40歳のものを試算しております。40歳の場合につきましては給料月額が、改定前で3万3400円、改定後は3万5400円。比較いたしますと2000円の違いということになります。これをもとに、今回の期末手当、勤勉手当の改定率の比較をいたしますと、年間給与額につきましては、改定前につきましては、546万7760円、改定後につきましては、553万4100円。6万6340円が、引上げられるということになります。これにつきまして改めて申し上げておきますけれども、平均年齢に近い40歳の標準的な賃金として試算しております。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

5番です。会計年度職員さんですね、フルタイムの方とパートタイムの方がおられるんですが、この人数が分かりますでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

中原議員のご質問の会計年度任用職員の職員数についてでございます。まず1点目、1つ目おっしゃられましたフルタイムの職員については、今のところおりません。パートタイムの職員につきましては、これはちょっと時期によって左右するところもありますけれども、約90人弱というふうにとりうふうに、90人弱でございます。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでありますので、質疑を終わります。
次に、議案第69号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 69 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております残りの議案は、条例案 3 件、予算案 7 件、一般事件案 2 件の計 12 件であります。

議案第 68 号から議案第 80 号までの、残り 12 議案を一括上程をいたします。

初めに、議案第 68 号から議案第 71 号までの条例案残り 3 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

上程いただきました議案第 68 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この改正は、令和 6 年 3 月から、生活保護受給者に対する医療扶助事務において、マイナンバー利用によるオンライン資格確認が導入されることから、番号法により定められた事務に該当しない生活保護法に準じて実施している外国人の保護事務について、同様にマイナンバーを利用可能とするため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容についてご説明いたします。2 ページをお願いいたします。初めに、現在の別表第 4 欄に外国人生活保護関係情報を加え、別表第 3 として、新たに別表 1、別表 2 を加えるものでございます。次にページは 2 ページから 3 ページにかけてになります。別表第 1 の事務に、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務を追加するものです。3 ページの別表第 2 では、各事務の特定個人情報に外国人に対する生活保護の実施に関する事務を追加するものです。附則の欄をごらんください。附則で定める施行日は公布の日からとしております。なお、マイナンバーを利用したオンライン資格確認は、生活保護受給者の利便性の向上につながる他、適切かつ効率的な医療扶助の運営が期待出来ます。また、マイナンバーによる資格確認が出来ない場合は、従来の医療券を併用することで、必要な受診に支障が出ないように配慮してまいります。以上で議案第 68 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●原議長

議案 70 号の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

マスクをとって、お願いいたします。

●中原総務課長

それでは、上程いただきました議案 70 号についてご説明申し上げます。今年 5 月に令和 6 年 4 月 1 日施行の地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年度から会計年度任用職員について、勤勉手当を支給することができることとされました。この条例は、これを踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について所要の改正を行うものです。新旧対照表 1 ページ目をごらんください。勤勉手当の支給について、美郷町職員の給与に関する条例の該当条項を準用する形で、会計年度任用職員について、勤勉手当を支給できることといたします。1 つ目に、第 18 条の 2 を新設し、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当について、給与条例第 19 条を準用し、支給することといたします。2 つ目に、第 20 条の 2 を新設し、パートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当について、給与条例第 19 条を準用し、支給区することといたします。続いて、新旧対照表 2 ページ目をごらんください。この改正に伴って、附則で行う美郷町職員の育児休業に関する条例の関連規定の改正についてご説明いたします。同条例第 5 条第 3 項中の会計年度任用職員について、勤勉手当の対象外である旨を入念的に規定している部分を削ります。続きまして、議案の条例のほうをごらんいただければと思います。附則では、施行日を定め、法施行日と同じ令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。また、第 2 項では、先ほど申し上げました美郷町職員の育児休業に関する条例の一部改正を行います。補足として、2 点申し上げます。1 点目に、勤勉手当の支給対象といたしましては、現在支給している期末手当と同じように想定いたしております。2 点目に、支給割合は、職員と同様の支給割合ということになります。以上で、議案第 70 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第 71 号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この度の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正に伴い、美郷町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容としましては、令和 6 年 1 月 1 日から、出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置が導入されることに伴い、出産する予定、または出産した国保の被保険者に賦課する国保税の所得割及び被保険者均等割額を減額するための規定を制定するものでございます。それでは、2 ページをお願いします。第 23 条は、国保税の減額基準について定めたものでございますが、このたびの改正により、第 23 条中第 3 項を第 4 項に繰下げ、2 項の次に 1 項を追加し、第 23 条 3 項、(1) から (6) では、国保税の算定に係る出産被保険者の基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額の所得割と均等割額を出産予定日に属する月の前月から出産予定日の翌々月までの 4 カ月間、多胎妊娠の場合には、出産予定日の 3 カ月前から、出産予定日の翌々月までの 6 カ月間を減額することとしています。続いて 3 ページ、第 24 条の 3 は、第 24 条の 2 の次に、出産被保険者に係る届出についての規定を 1 条追加するものでございます。第 24 条の 3 第 1 項の (1) から (5) は、届出に記載すべき内

容について、第2項の(1)から(3)は、届書に添付する書類について、第3項は、届出期間について、第4項は、届書の省略についてそれぞれ規定するものでございます。続いて、附則でございます。第1条で、この条例は、令和6年1月1日から施行することとしております。第2条で、改正後の規定は、令和5年度分の国保税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以降の国民健康保険税から適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るものについては、従前の例によるものとしております。以上で議案第71号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

次に、議案第72号から議案第78号までの予算案7件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第72号、令和5年度美郷町一般会計補正予算第6号についてご説明いたします。本補正は、主に、歳入においては、税の収入実績、障害者自立支援給付に係る国・県負担金、住宅新築等償還推進助成事業補助金、企業版ふるさと納税、福祉医療高額療養費負担金、港地区防災集団移転事業費の増による防災集団移転促進事業補助金と、防災対策事業債の増、その他の歳出予算の増額に対する財源不足に伴う財政調整基金の繰入の増、歳出におきましては、移住定住に関するホームページの作成、障害者自立支援給付道路維持費、防災集団移転促進事業、簡易水道、下水道事業会計への繰出金、人事院勧告に伴います人件費の増などを計上するものです。予算額は、歳入歳出それぞれ8845万6000円を増額し、総額を84億7470万9000円とするものです。それでは、主な補正額につきまして、事項別明細書書について説明をさせていただきます。8ページをお開きください。款1町税、項1町民税、目1個人滞納繰越分と、次の同款3、軽自動車税、目1軽自動車税は、収入実績及び見込みにより、それぞれ56万円、79万2000円の増額補正です。次に、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、多機能コミュニティーセンター使用料。見込額の減による90万円の減額補正です。続いて、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉負担金の一行目です。障害者自立支援給付費負担金。これは、これまでの給付実績と今後の見込みによる増額補正675万円。続いて、節3児童福祉費負担金の一行目ですが、過年度分、子どものための教育保育給付費負担金、これは、保育所委託料に係る前年度の精算交付による163万3000円の増額です。9ページをお願いします。項2国庫補助金、3行目の目5総務費国庫補助金、社会保障税番号制度補助金補正額232万2000円。住民基本台帳システムの改修に係る補助金です。その下、目8消防費補助金。防災集団移転促進事業補助金の675万円。港地区防災集団移転促進事業費の増によるものです。続きまして、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の2つ目の項目ですが、障害者自立支援給付費負担金、補正額337万5000円。過年度分子どものための教育保育費給付金、補正額70万7000円。これにつきましては、国庫支出金の増と連動するものでございます。10ページをお願いします。項2県補助金、目7土木費

県補助金、住宅新築等償還推進助成事業補助金補正額 831 万 9000 円。これは、住宅新築等資金を借入れた借受人が死亡し、相続人が債務の相続を放棄し、償還が困難となった未償還額に関する助成でございます。次に、款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 2 指定寄附金、企業版ふるさと納税。これは、9 月に松江市の事業所より 100 万円の寄附をいただいたことによる補正です。続いて、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、補正額 5100 万円。今回の補正予算により、不足する財源を補うものです。11 ページをお願いします。中段の款 20 諸収入、項 7 雑入、目 5 雑入、節 3 民生費雑入の一行目です。福祉医療費高額療養費負担金、補正額 100 万円。福祉医療費の実績と今後の見込みによる増額補正です。次に、下段の款 21 町債、項 1 町債、目 5 土木債、節 1 道路整備事業債、辺地対策事業債、補正額 390 万円減。これは、除雪ドーザの入札減によるものです。続いて、目 6 消防費、節 2 防災対策事業債、一般補助施設整備等事業債、補正額 740 万円。港地区防災集団移転促進事業の増額補正によるものです。合わせて第 2 表、地方債補正について説明をいたします。5 ページのほうへお戻りください。変更箇所ですが、起債の目的、上から 2 行目、道路整備事業債。除雪ドーザの入札減により、限度額を 390 万円減額し、1 億 7020 万円。次に、4 行下がりまして、防災対策事業債、港地区防災集団移転促進事業の増により、限度額を 1940 万円とするものです。これにより、合計の限度額を 19 億 5190 万円から 350 万円増額し、19 億 5540 万円といたします。続いて、人件費を除きます主な歳出について説明をいたします。13 ページをごらんください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、説明欄の 001 企画費の下に行の事務業務委託費の増、280 万円。工事請負費の減、300 万円。これは、現在建設中のカヌー艇庫に設置をいたしますマス村で製作を予定しております割れ門の制作経費につきまして、工事費から業務委託費に組み替えるものです。次に説明欄の 002、定住推進費事務業務委託料、補正額 411 万円。こちらは、移住定住等の入り口となりますホームページの内容の充実と閲覧数の増を図るためのリニューアルに係る費用の計上です。15 ページをお願いします。最下段の款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉費。16 ページの方へ進んでいただきまして、2 行目の他会計繰出金補正額 110 万円。これは、国民健康保険特別会計への繰出金の増です。その下、002 福祉医療費ですが、これまでの実績と見込みによる 200 万円の増額補正です。最終行の 015 電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金、補正額 95 万 8000 円の減。こちらは昨年度に実施をいたしました、事業費の確定による返還金の減です。次に、目 2 社会福祉施設費、説明欄の 4 行目、返還金、補正額 112 万 4000 円。こちらは昨年度の隣保館運営費補助金の精算による返還金の計上です。下段の目 3 障害者福祉費、説明欄 3 行目、法定扶助費の増、1350 万円。障害者自立支援給付に係る介護給付費の増によるものです。17 ページをお願いします。目 4 老人福祉費、説明欄 002 在宅介護支援費、事務業務委託料。補正額 159 万 3000 円の減。介護予防事業対象者の減見込みによるものです。18 ページをお願いします。下段の項 3 生活保護費、目 2 扶助費、法定扶助費、補正額 167 万 9000 円。これは、医療扶助の増加によるものです。19 ページをお願いします。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費。説明欄 001 保健衛生総務費。補正額 409 万 9000 円。修繕費等の増による簡易水道事業会計への繰出金の増です。その下、005 簡易給水施設費、修繕費、補正額 92 万円。これは竹地区簡易給水施設の配水管修繕のための増額補正です。22 ページをお願いします。款 6 農林水産業費、項 2 林業費、目 2 林業振興費、

事務業務委託料、補正額 62 万 4000 円。豚熱感染確認区域で捕獲をしたイノシシの引取り処分業務に係る経費の増額補正です。次に、款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費補助金、補正額 600 万円の減。みさとと。ビジネスプランコンテストの最終審査通過者を 2 名としたため、減額をするものです。23 ページをお願いいたします。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費、補正額 1680 万 8000 円。内訳としまして、道路維持費等の作業委託に係る賃金、物価の上昇ですとか、除草、支障伐採作業の見込み増による不足額の増額と、一部維持公費維持工事費の減額、また、除雪ドーザの入札減、除雪車稼働監視システムのリース料の増額を補正するものです。24 ページをお願いいたします。項 5 都市計画費、目 4 公共下水道費、他会計繰入金、補正額 1399 万 5000 円。これは、令和 4 年度の下水道事業特別会計の打切り決算による未払い金に対する不足額等に対応するものです。次に、項 6 住宅費、目 1 住宅管理費、25 ページへ進んでいただき、その他負担金、補正額 139 万 6000 円。これは県住宅公共の賃貸住宅であります高畑配置において、空室が増加し、家賃負担額が増加をしているための補正です。その下、目 2 住宅建設費、ファミリー向け移住住宅測量設計等委託費補正額 393 万 2000 円。これは、来年度、町営住宅都賀西団地開拓跡地にサステナブルハウスの建設を行うための敷地造成工事のための測量設計費の計上を補正するものでございます。続いて、款 9 消防費、項 1 消防費、目 5 災害対策費、補正額 1557 万 6000 円。港地区防災集団移転促進整備事業に係る移転地の法面保護と一部地盤改良が必要なことから、また、簡易水道給水施設整備工事費の増による補正です。28 ページをお願いいたします。款 10 教育費、項 6 社会教育育費、目 2 公民館費、測量設計等委託、補正額 80 万円。これは、都賀長藤地区公民館建設のための概算事業費の算定や図面等の作成業務委託の計上をするものです。29 ページをお願いいたします。項 7 保健体育費、目 3 学校給食費、修繕費、補正額 74 万円。町給食センター調理室の空調の室外機の故障による修繕費の補正です。最後に、款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 69 万 1000 円の減。こちらは、財政調整基金の繰入金を 5100 万円とするための調整減です。以上で議案第 72 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

上程いただきました議案第 73 号、令和 5 年度国民診療所特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 482 万 7000 円とするものでございます。歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。補正額 5 万 4000 円の増額です。これは、一般会計からの繰入金となります。次に、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 5 万 4000 円の増額でございます。こちらは、給与改定による職員の人件費の増額分を計上しております。以上で、議案第 73 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第74号、令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出の総額にそれぞれ7202万1000円を追加し、予算総額を7億165万1000円とするものでございます。補正の主な内容としましては、上半期の保険給付費の実態を考慮し、歳出及びこれに対応する歳入の普通調整交付金の増額を反映させるものでございます。それでは、6ページをお願いいたします。歳入でございます。款8県支出金、項2県補助金、目1保険給付費等交付金7072万2000円の増額でございます。こちらは、4月から10月までの療養給付費の実績を考慮した普通調整交付金の増額と、国保事務処理標準システムの導入経費に係る特別調整交付金の増額を見込んで計上しています。次に、款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金、110万円の増額でございます。こちらは法定繰入金の増額と、人件費の増額に伴う職員給与等繰入金の増額を計上しています。次に、款15諸収入、項1延滞金及び過料、目1一般被保険者延滞金19万9000円の増額でございます。こちらは上半期の実績を考慮した増額でございます。続きまして、7ページ歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費62万8000円の増額でございます。こちらは給与改定に伴う給与の職員の人件費の増額を計上しています。次に、款1総務費、項2徴税費と款1総務費項3運営協議会の減額につきましては、いずれも執行額が確定したことによる減額でございます。続いて8ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5149万円の増額でございます。こちらは当初、ひと月当たりの給付額を3400万円程度と見込んでおりましたが、上半期の給付実績が当初の見込みを上回り、約3900万円で推移しておりますことから、今後の予算不足を見込んで増額するものでございます。次に、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましても、療養給付費と同じく上半期の給付実績が、当初のひと月当たりの見込額を上回っていることから、今後の予算不足を見込んで、1756万円1000円を増額しています。次に、款2県給付費、項2高額療養費、目3一般被保険者高額介護合算療養費と款2保険給付費、項8傷病手当費、目1傷病手当費は、執行額の確定及び制度廃止に伴う減額でございます。続いて9ページをお願いいたします。款8保健事業費、項2保健事業費、目2疾病予防費につきましては、検診事業における胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の補助額が確定したことによる減額でございます。次に、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2一般被保険者保険税還付金10万円の増額でございます。こちらは上半期の執行額を考慮し、遡及して資格喪失の届出があった場合の保険税の還付を見込んだものでございます。続いて、10ページの款13予備費につきましては、歳入歳出の補正に伴う財源更正を行うものでございます。以上で、議案第74号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

上程いただきました議案第75号、令和5年度美郷町国民健康保険診療助特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8609万4000円とするものでございます。歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。歳入でございませう。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございませう。補正額53万4000円の増額でございませう。これは、一般会計からの繰入金となります。次に、7ページをお願いします。歳出でございませう。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費53万4000円の増額でございませう。給与改定による職員の人件費に係る増額分を計上しております。以上で議案第75号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

議案第76号、令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万9000円を追加し、予算総額を1億8702万8000円とするものでございませう。それでは6ページをお願いします。歳入でございませう。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料123万7000円の増額でございませう。こちらは、年齢到達による後期高齢者の被保険者増を見込んだ普通調整保険料の増額と、特別徴収保険料の減額を計上しています。次に、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金3万3000円の増額でございませう。こちらは給与改定に伴う職員の人件費の増額に伴う職員給与等繰入金39万2000円の増額と、事務費繰入金35万9000円を減額するものでございませう。事務費繰入金につきましては、次の款7諸収入、項4雑入、目3雑入で、令和4年度の負担金の精算による広域連合からの返還金35万9000円を受けたことによる減額でございませう。続いて、7ページをお願いします。歳出でございませう。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費39万2000円の増額でございませう。こちらは給与改定に伴う職員の人件費の増額を計上しています。次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1保険料負担金123万7000円の増額でございませう。こちらは後期高齢者医療保険料の見込み増を見込んだものでございませう。以上で、議案第76号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました議案第77号、令和5年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第2号について、ご説明いたします。今回の補正は、主に給与改定に伴う人件費及び修繕費等の通常の営業業務において発生する費用の補正等となつてございませう。第2条、収益的収入及び支出の補正でございませう。収入第1款、水道事業収益の補正予定額を194万8000円とし、補正予定額を2億3294万6000円としております。補正予算に関する説明書で説明をさせていただきます。次に、支出、第2款水道事業費用の補正予定額を

4008万4000円とし、予定額を1億9269万8000円としております。補正内容につきましては、同じく、補正予算に関する説明書でご説明をさせていただきます。第3条、議会の議決を得なければ流用することの出来ない経費の補正でございます。給与費、職員給与費の補正予定額を、人件費の補正に伴い、121万6000円とし、予定額を1331万5000円としております。第4条、他会計からの補助金の補正です。これは基準外繰入金の額で、簡易水道事業運営のための一般会計から補助を受ける金額を409万9000円増額し、8466万5000円とするものでございます。次に、補正内容について、補正内容に関する説明書で説明をさせさせていただきます。3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収入、款1、水道事業収益の補正内容です。項2、営業外収益410万2000円の補正です。内訳は、目4他会計補助金409万9000円。目6長期前受金3000円となっております。項3特別利益マイナス215万4000円の補正です。内訳は、目3長期前受金戻入マイナス285万4000円。こちらは、企業債に係る元金償還金へ充当した一般会計繰入金を収益化するもので、過年度において据置き期間の影響で収益化出来なかったものの補正でございます。目6引当金戻入70万円の補正です。こちらは6月賞与のうち、前年度において負担するべき4カ月分に当たる賞与引当金が、人事異動により、令和4年度において見積もった額よりも、少なくなったため令和5年度の利益として計上するものになります。次に、支出、款1水道事業費用の補正内容でございます。項1営業費用408万4000円の補正です。主な補正内容としましては、各目において、案分して補正を計上しております給与、手当などの人件費。こちらは給与改定によるものでございます。また漏水対応による補正となります。目1原水及び浄水費の修繕費250万円です。こちらは原水及び浄水施設内の修繕費用が、当初予算の見込みを上回るものが予想されるため修繕費の計上をしております。目5総係費、貸倒引当金繰入額49万2000円は、当年度末における債権の不納欠損による損失に備えるための総係費貸倒引当金の繰入額の補正になります。なお、この補正により、予定キャッシュフロー計算書等の財務諸表、それぞれ修正をしております。4ページをごらんください。予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によるキャッシュフローが、85万3000円減少し、466万3000円となり、資金期末残高は1261万2000円となっております。5ページの予定貸借対照表をごらんください。資産の部は、令和4年度の決算に伴い、固定資産が224万円の増加、流動資産が624万円増加し、資産合計は17億9300万円。負債の部は、繰延収益が427万円増加し、負債合計は18億6500万円。資本の部におきましては、譲与金合計が440万円増加し、資本合計はマイナス7200万円となっております。7ページの損益計算書、8ページの貸借対照表につきましては、令和4年度の決算認定に伴い決算数値を修正したものになります。最後に9ページの予定損益計算書でございます。当年度の純利益は4338万円となり、当年度、未処理欠損金が7800万円余りとなっております。以上、議案第77号、令和5年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第2号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第78号、令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算第2号についてご説明をいたします。今回の補正は、令和4年度決算に伴う固定資産の確定によるもの、給与改定等による人件費の補正、固定式脱水機設置工事の事業費減による補正などが主なものとなっております。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収

入、第1款、下水道事業収益の補正予定額を77万2000円とし、予定額を2億4738万5000円とするものでございます。補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書で後ほどご説明をさせていただきます。以降、款の補正予定額のみを申し上げます。支出、第1款、下水道事業費用の補正予定額を、415万円とし、予定額を2億4622万8000円としております。第3条、資本的収入及び支出の補正です。令和4年度の決算が確定したことにより、当初予算、第4条の条文につきましてそれぞれ金額を改めるものでございます。第3条中段あたりからの条文になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5901万4000円は、引継金431万5000円。当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額535万1000円。当年度分損益勘定留保資金4934万8000円で補填するものとするに改め、資本的収支及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。2ページをお願いいたします。収入、第1款、資本的収入の補正予定額を8531万5000円減額し、予定額を1億8919万2000円としております。支出、第1款、資本的支出の補正予定額を8486万7000円減額し、予定額を2億4633万1000円としております。第4条、特例的収入及び支出の補正でございます。こちらは法適用前に発生しました債権債務を法適用の年分として整理するもので、令和4年度の打切り決算の確定によりまして、未収金2274万9000円。未払金を1896万8000円に改めるものでございます。第5条、企業債の補正でございます。こちらは固定式脱水機の設置工事の減額によりまして企業債の限度額を3680万円減額し、補正後、5230万円としております。次に第6条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正でございます。こちらは給与改定に伴いまして、補正予定額を319万4000円減額し、予定額を1056万4000円としております。こちらにつきましては給与改定とそれから会計任用職員の減額によるものでございます。第7条、他会計からの補助金の補正です。収入支出の補正により、他会計から受ける補助金を1億2730万2000円に改めるものでございます。次に、補正内容につきまして、補正予算に関する説明書で、主な内容について説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収入、款1下水道事業収益の補正内容です。項2営業外収益、目2他会計補助金123万8000円の補正です。こちらは収益的支出の増に伴い不足となるものを、他会計補助金で計上したものになります。目3長期前受金戻入89万2000円の減額です。令和4年度の事業内容確定によりまして、収益化される長期前受金が確定したことによる計上になります。次に款1下水道事業費、費用の補正内容でございます。項1営業費用、目1管渠費20万円の補正でございます。こちらはマンホール蓋の修繕費として計上をしてございます。目2ポンプ場費160万円の減額でございます。こちらは、管渠費及び処理施設の修繕費への組替でございます。目3処理場費503万9000円の補正でございます。処理場の脱水作業を直営から外部委託にしたことによりまして、委託料363万9000円。処理場内の整備及び故障機器の修繕費用として140万円を計上してございます。目7総係費45万6000円の補正でございます。こちらは会計年度任用職員の減及び給与改定に伴う補正として、給料313万5000円の減額、手当49万9000円の減額、福利費52万8000円の減額を計上してございます。委託料305万9000円につきましては料金システムの改修費を計上をしてございます。報酬99万9000円につきましては、パートタイム職員の費用を計上しております。目8減価償却費6万7000円の減額でございます。こちらは令和4年度の決算により取得した資産の減価償却が確定したこと

よるものでございます。項3特別損失、目5その他特別損失11万6000円の減額でございます。こちらは6月賞与のうち前年度において負担すべき4カ月分に当たる賞与引当金が会計年度任用職員の減によりまして、令和5年度の利益として計上するものでございます。5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入、款1資本的収入の補正内容です。項1企業債、目1企業債3680万円の減額でございます。これは定置式脱水機の設置工事が、複数年にわたる工事となったため、本年度の実績に合わせて減額を行うものでございます。項3他会計補助金、目1他会計補助金は1万5000円の減額でございます。項5国庫補助金、目1国庫補助金、4850万円の減額でございます。こちらにつきましても定置式脱水機の設置工事の今年度分の事業費に合わせた減額となっております。次に、支出、款1資本的支出の補正内容でございます。項1建設改良費、目3処理場建設改良費8486万7000円の減額でございます。こちらも定置式脱水機の、本年度の事業費に合わせた減額となっております。項4浄化槽建設改良費、95万1000円の補正でございます。当初、8基分の浄化槽を予定をしておりましたが、一基増える見込みでありますので一基分の補正をしたものでございます。なお、この補正によりまして、予定キャッシュフロー計算書等の財務諸表、それぞれ修正を行ってございます。6ページの予定キャッシュフロー計算書につきましては、資金期末残高が707万円余り減額し、964万円となっております。7ページの予定貸借対照表につきましては、資産の部が、1420万円余り減少しまして資産総額は35億1500万円。負債の部は8113万円余り減少し、負債合計は35億3200万円。資本の部は300万円余り減少しましてマイナス1700万余りとなっております。9ページの予定貸借対照表につきましては、令和4年度の決算に伴い固定資産の確定や未収金、未払金の増加に伴いまして、それぞれ修正を行っておりますので、お読み取りいただければと思います。以上、議案第78号、令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算第2号についてのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●原議長

次に、議案第79号から議案第80号までの一般事件案2件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

上程いただきました議案第79号、財産の取得についてご説明いたします。今回取得いたします財産は、令和5年6月11日に設立された宮内2明神集落営農組合に対して、集落営農確立事業により整備する共同利用農機具一式で、令和5年11月29日に指名競争入札を行ったものでございます。入札参加者は島根県農業協同組合島根邑智地区本部邑智支店、ヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店、株式会社イセキ中国大田営業所の3者でございます。落札者は、島根県農業協同組合島根邑智地区本部邑智支店で、落札金額は消費税込みで、1379万2122円でございます。仮契約は、令和5年11月29日に締結をしております。納入期限は令和6年3月25日としております。今回の主な物品の購入内容といたしましては、トラクター24馬力が1台、代かきハロー2.7メートル級が1台、乗用田植機5条植えが1台、コンバイン25馬力3条刈りが1台、レザーコ

ンテナ1台、乾燥機21穀2台、粃摺り機4インチ1台、色彩選別機1台、色彩選別用コンプレッサー1台、ブロードキャスター300リットル級が1台でございます。以上、議案第79号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして、上程いただきました議案第80号、財産の取得についてご説明いたします。今回取得いたします財産は、令和5年8月23日に設立された笹目集落営農組合に対して、集落営農確立事業により整備する共同の共同利用農機具一式で、令和5年11月29日に指名競争入札を行ったものでございます。入札参加者は、島根県農業協同組合島根邑智地区本部邑智支店、ヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店、株式会社イセキ中国大田営業所の3者でございます。落札者は島根県農業協同組合島根邑智地区本部邑智支店で、落札金額は消費税込みで1379万2122円でございます。仮契約は、令和5年11月29日に締結をしております。納入期限は令和6年3月25日としております。購入の主な内容は、トラクターに24馬力1台、代かきハロー2.7メートル級1台乗用田植機5条植えが1台、コンバイン25馬力3条刈りが1台、レーザーコンテナ1台、乾燥機21穀2台、粃摺り機4インチ1台、色彩選別機1台、色彩選別機用コンプレッサー1台、ブロードキャスター300リットル級が1台でございます。以上、議案第80号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、5日に日程をとりますのでよろしく願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は5日火曜日定刻より開きます。本日はこれをもちまして散会といたします。

またこの後、11時15分より全員協議会を開きますので、よろしく願いをいたします。

(散 会 午 前 10時 57分)